

特定建築物排出量削減計画書

(宛先) 宇治市長	平成 26 年 7 月 2 日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府宇治市木幡西浦35番地1	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 医療法人 こう内科クリニック 理事長 黄 明宇

工 事 の 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築				
工事着工予定年月日	平成 26 年 9 月 15 日				
工事完了予定年月日	平成 27 年 6 月 15 日				
特定建築物 の概要	名 称	(仮称) 宇治市木幡中村計画 新築工事			
	所 在 地	宇治市木幡中村37-7、39、41、41-1、42			
	構 造	鉄筋コンクリート造	階 数	地上 6 階 地下 - 階	
	敷地面積	1,797.20㎡	高 さ	18.75m	
	建築面積	765.77㎡	床面積の合計 (増築部分の床面積)	2,864.12 ㎡ (㎡)	
	用途別の床面積	住 宅	2,485.68㎡		
		ホ テ ル 等			
		病 院 等	378.44㎡		
		物品販売業を営む店舗 等			
		事 務 所 等			
学 校 等					
飲 食 店 等					
集 会 所 等					
	工 場 等				
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る性能に関する評価結果		BEE=0.8 (B-)			

府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号ア該当木材等 ②第11条の2第1号イ該当木材等 ③第11条の2第2号該当木材等 ④第11条の2第3号該当木材等 府内産木材等の使用量の合計量 (①+②+③+④)	0.54立方メートル 立方メートル 立方メートル 立方メートル 0.54立方メートル
	使用する用途	間仕切壁の下地材	
	府内産木材等の使用基準量	0.40立方メートル	
	当該建築物における木材の使用量の合計量	0.54立方メートル	
	木材が使用可能な居室の合計面積	333.16平方メートル	
再生可能エネルギーを利用するための設備の導入	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量	
	①太陽光	31,368.8	メガジュール
	②風力		メガジュール
	③水力		メガジュール
	④地熱		メガジュール
	⑤太陽熱		メガジュール
	⑥バイオマス		メガジュール
	⑦その他()		メガジュール
再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	31,368.8	メガジュール	
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施する措置		概 要	
<input checked="" type="checkbox"/> 外壁、屋根又は床の断熱	外壁：建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1 t=15 屋根：A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種 t=30、一部t=50		
<input checked="" type="checkbox"/> 窓の断熱又は日射の遮蔽	バルコニー、庇を設置し、カーテンにより日射の遮蔽をしています。		
<input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い設備の導入	共用部分の照明は大部分をLED照明とし、共用廊下等はプログラムタイマーによる自動点滅スケジュールにより点灯時間の管理をしています。		
<input type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用	なし		
<input checked="" type="checkbox"/> 節水型設備の設置	節水タイプの洗面器具を積極的に採用しております。		
<input type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用	なし		
<input checked="" type="checkbox"/> 耐用年数が高い材料及び設備の利用	床材：ビニル床シート、給水配管：HIVP、空調配管：VPを使用しています。		
<input type="checkbox"/> 建築物の維持管理の容易性に対する配慮	なし		
<input checked="" type="checkbox"/> 緑化の実施	京都府地球温暖化条例に基づく緑化面積を確保しております。		
<input checked="" type="checkbox"/> その他	近年の局所的大雨に備え、雨水ピットを床下に造っております。		

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 この計画書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

(1) 再生可能エネルギーを利用するために導入しようとする設備の内容

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容

3 「府内産木材等の使用基準量」には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入の上、その算出の根拠となる資料を添付してください。

